

<建築物>

物件区分	審査機関	申請先
<p>以下の①～③に該当する建築物</p> <p>①建築基準法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの</p> <p>②木造の建築物で3以上の階を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m 若しくは軒の高さが9mを超えるもの</p> <p>③木造以外の建築物で2以上の階を有し、又は延べ床面積が200㎡を超えるもの</p>	<p>山形県</p> <p>→村山総合支庁 建築課</p> <p>TEL 023-621-8235、 8236</p>	<p>天童市</p> <p>→建設課 建築指導係</p> <p>天童市役所 4階</p>
<p><u>都市計画区域内</u>で、上の①～③に該当しない建築物</p> <p>(木造の2階建て程度の住宅)</p>	<p>天童市</p> <p>→建設課建築指導係</p>	

<工作物・建築設備>

物件区分	審査機関	申請先
①広告塔、広告板、装飾塔、記念碑等 高さが4mを超え、10m以下のもの ②煙突 高さが6mを超え、10m以下のもの ③擁壁 高さが2mを超え、3m以下のもの	天童市 →建設課建築指導係	
④広告塔、広告板、装飾塔、記念碑等 高さが10mを超えるもの ⑤煙突 高さが10mを超えるもの ⑥擁壁 高さが3mを超えるもの ⑦鉄柱、木柱等 高さが15mを超えるもの （旗ざお、架空電線路用及び保安通信設備用は除く） ⑧高架水槽、サイロ等 高さが8mを超えるもの ⑨昇降機等（エレベーター・エスカレーター・ウォータージェット等の高架の遊戯施設、観覧車等回転運動をする遊戯施設） ⑩製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等	山形県 →村山総合支庁 建築課 TEL 023-621-8235、 8236	天童市 →建設課 建築指導係 天童市役所 4階

※屋外広告物の工作物確認申請を提出される方へ

屋外広告物の工作物確認申請を提出される場合、その物件が山形県屋外広告物条例に定める設置基準に合致しているか審査を受ける必要があります。村山総合支庁建設総務課が審査機関となっております。審査を受けたあとに確認申請を天童市へ提出してください。

屋外広告物に関するお問合せ先：村山総合支庁 TEL023-621-8288（代表） 設総務課行政係